

## 金沢市地球温暖化対策資金融通要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者に対し、地球温暖化の防止に資する施設等の整備又は低公害車の導入に必要な資金（以下「資金」という。）を融通することにより、環境への負荷の低減を図り、もって市民の健全で快適な生活環境を保全することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において「環境への負荷」とは、金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。

### (融資の対象者)

第3条 資金の融通（以下「融資」という。）を受けることができる者は、中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営んでいる者
- (2) 市税を完納している者

### (融資の対象事業)

第4条 融資の対象となる資金は、次に掲げるものに要する費用とする。

- (1) 再生可能エネルギー利用施設の整備
- (2) エネルギー効率化設備の導入
- (3) 建物等の省エネルギー改修
- (4) 屋上及び壁面の緑化
- (5) 低公害車の導入及びその燃料供給施設の整備
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に資する施設等の整備として市長が認めたもの

### (指定金融機関)

第5条 融資は、別表第1に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）の貸付けにより行うものとする。

### (融資の要件)

第6条 融資の限度額及び利率、償還期間その他の融資の要件は、別表第2に定めるところによる。

### (融資の申込み)

第7条 融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、金沢市地球温暖化対策資金融資申込書（様式第1号。以下「融資申込書」という。）を第4条各号に掲げる事業（以下「融資対象事業」という。）の着手前に、市長に提出しなければならない。

### (融資の審査及び信用調査)

第8条 市長は、前条の融資申込書を受理したときは、その内容について速やかに審査するとともに、指定金融機関へ融資申込者の資力及び信用力の調査（以下「信用調査」という。）の依頼をするものとする。

### (融資の決定)

第9条 市長は、前条の融資の申請内容及び信用調査の結果、融資申込者が融資を受ける資格を有すると認めた場合は、融資申込者に融資決定通知書（様式第2号）を交付するとともに、指定金融機関へ通知するものとする。

（計画の変更）

第10条 前条の規定により、融資の決定を受けた者（以下「融資決定者」という。）は、その対象となった既定の計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（完了検査）

第11条 融資決定者は、融資対象事業が完了したときは、金沢市地球温暖化対策資金事業完了届（様式第3号）を証拠書類の写しを添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（融資の実行）

第12条 市長は、前条の検査の結果、適当と認めたときは、直ちにその旨を指定金融機関に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた指定金融機関は、融資決定者に対して速やかに融資を実行するものとする。

（融資の時期の特例）

第13条 融資対象事業の完了前に融資の実行を受けようとする者は、第7条の融資申込書に併せて資金計画書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、第7条の融資申込書と前項に定める資金計画書を併せて受理したときは、その内容を速やかに審査し、当該融資対象事業の実施のため必要があると認めたときは、第9条の規定による融資の決定に併せ、融資の全部又は一部を当該融資対象事業の完了前に行うことを決定することができる。

3 市長は、前項の規定により融資の全部又は一部を当該融資対象事業の完了前に行うことを決定したときは、その旨及び当該融資を行う時期を融資申込者及び指定金融機関に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた指定金融機関は、当該通知に従い融資決定者に対し融資を実行するものとする。

（融資の報告）

第14条 指定金融機関は、融資を実行したときは、直ちに金沢市制度融資実行報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（融資残高の報告）

第15条 指定金融機関は、3月末、6月末、9月末及び12月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

（融資対象の処分）

第16条 融資の対象となったものは、融資金の全額を償還するまで、市長の認可を受けなければ、その運用を停止し、若しくは目的以外にこれを使用し、又は譲渡、貸与、廃棄、改造その他の処分をしてはならない。

（融資決定の取消し等）

第17条 融資決定者又は融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、融資の決定を取り消し、若しくは融資決定額を変更し、又は融資金の全部若しくは一部の償還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申込によって融資決定を受けたとき。

- (2) 正当な理由がなく、事業が著しく遅延し、完成等の見込みがないとき。
- (3) 正当な利用がなく、貸付金の償還を怠ったとき。
- (4) 融資の対象となったものに要した費用の精算額が市長の認定した融資決定額に達しないとき。
- (5) 融資の対象となったものを滅失し、又はき損が甚だしくて対象となったものの価値をなくし、又は著しく減じたとき。
- (6) 前条の規定に違反したとき。
- (7) 前各号のほか、市長の指示に従わないとき。

(雑 則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別表第1 (第5条関係)

指 定 金 融 機 関
株式会社商工組合中央金庫 株式会社北國銀行 株式会社北陸銀行 株式会社福井銀行 株式会社富山銀行 株式会社富山第一銀行 株式会社福邦銀行 金沢信用金庫 はくさん信用金庫 のと共栄信用金庫 興能信用金庫 石動信用金庫 金沢中央信用組合 石川県医師信用組合 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行

別表第2 (第6条関係)

融資の要件区分	内 容
融 資 の 限 度 額	1 中小企業者につき20,000,000円を限度とする。
融 資 の 利 率	市長が別に定める。
償 還 期 間	10年以内とする。
据 置 期 間	貸付けの日から1年以内とする (償還期間に含むものとする。)
償 還 方 法	元金均等償還とする。
担保及び連帯保証人	指定金融機関の融資に係る所定の取扱いによる。